

不在者投票について

不在者投票とは、公示日の翌日から投票日前日までの期間に、滞在先の選挙管理委員会や入院中の病院などで投票することができる制度です。

～他市区町村での不在者投票の流れについて～

投票できる方：仕事、旅行、住民票移しが遅れた方などで投票当日、住民登録されている市町村区で投票できない方。

投票できる日時：公示日の翌日から投票日前日までの期間・午前8時30分から午後8時まで（市町村区の執務時間に限る）。（注）投票した投票用紙は、滞在先の選挙管理委員会から住民登録されている選挙管理委員会へ郵送するので、日数に余裕をもって投票を行なうようしてください。

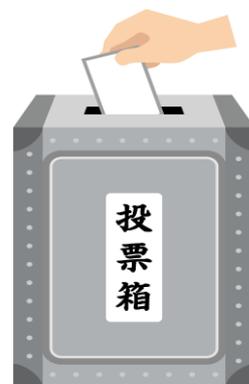
投票できる場所：滞在先近くの選挙管理委員会。

必要なもの：住民登録されている市の「不在者投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入のうえ、住民登録されている市の選挙管理委員会に直接または郵便にて請求してください。

投票までの流れ：1. 不在者投票宣誓書兼請求書に必要事項を記入の上、ご自身が住民登録されている市町村区の選挙管理委員会へ直接または郵便にて投票用紙などを請求する。

2. 選挙管理委員会から、投票用紙などが滞在先へ郵送される。

3. 投票用紙などが届いたら、封を切らないでそれを持って滞在先の選挙管理委員会へ行き、投票する。



仕事で住まいから離れている方は不在者投票を活用して投票に行こう!!